介護保険事業運営協議会の役割

- ○地域包括支援センターの適正な運営
 - ・センター設置、運営、内容の評価、人材確保、ネットワーク形成、その他町長が認めた事項について意見を述べていただきます。
- ○地域密着型サービスの適正かつ円滑な実施の確保
 - 1 『定期巡回·随時対応型訪問介護看護』
 - 2『夜間対応型訪問介護』
 - 3 『認知症対応型通所介護(いわゆる認知症デイサービス)』
 - 4 『小規模多機能型居宅介護』
 - 5『看護小規模多機能型居宅介護』
 - 6 『認知症対応型共同生活介護(グループホーム)』
 - 7 『地域密着型特定施設入居者生活介護』
 - 8 『地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護』
 - 9 『地域密着型通所介護』
- ・□で囲った事業は町内に事業所があるものです。
- ・これらの介護報酬の設定、事業者指定、従事者や設備・運営の基準の設定、運営の評価、その他町長が認めた事項について意見を述べていただきます。